

株式会社阿蘇熊牧場に対する買取決定等について

2016 年 8 月 5 日

株式会社地域経済活性化支援機構

株式会社地域経済活性化支援機構は、下記の再生支援対象事業者について、2016 年 6 月 27 日に、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号。以下「法」という。）第 25 条第 4 項に規定する再生支援決定を行っていましたが、関係金融機関等との合意が整ったこと等を踏まえ、本日、法第 31 条第 1 項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行いましたので、公表します。

1. 再生支援対象事業者の氏名又は名称

株式会社阿蘇熊牧場

2. 一般の債権の取扱い

関係金融機関等が再生支援対象事業者に対して有する貸付金等以外の一般の債権については、引き続き何ら影響はありません。

※ 公表する理由

今後の再生支援対象事業者の取引における信用を維持・改善するなど、その再生に資するものであると考えられるため、公表を行うこととしました。

なお、本公表に当たっては、事前に、再生支援対象事業者及び再生支援対象事業者と連名で再生支援の申込みをした者の同意を得ています。

以上